

西東京市男女平等参画推進委員会公募による市民委員の募集及び選考要領

第1 趣旨

この要領は、西東京市男女平等参画推進委員会条例により、西東京市男女平等参画推進計画の策定及び施策の推進、その他男女平等参画推進に関することを調査審議する、西東京市男女平等参画推進委員会公募による市民委員（以下「市民委員」という。）を公募するにあたり、西東京市市民参加条例施行規則に基づき公募方法を定め、選考の方法、基準その他必要な事項について定めるものとする。

第2 募集方法

募集告知は、市報及び市ホームページにより行う。

- 2 募集する人数は、5人以内とする。
- 3 応募資格は、応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学の者とする。
また、他の附属機関等委員の兼任はできない。
- 4 応募しようとする者は、作文（800字程度。テーマ「私が考える男女平等参画社会の実現について」）を提出するものとする。

第3 選考方法

市民委員の選考については、作文について審査し、得点集計結果の上位5人を採用する。

第4 選考基準

作文作成力等について項目別に審査し、各項目の得点集計により総合的に評価する。（特に優れている）＝5点 （優れている）＝4点 （ふつう）＝3点
（難はあるが可である）＝2点 （不可である）＝1点

(1) 作文評価基準

- | | | |
|----|-----|-------------------------|
| 文章 | 伝達性 | （誤字・脱字がなく、わかりやすいか。） |
| | 構成力 | （論理的な展開となっているか。） |
| | 表現力 | （独創的で、魅力ある表現かどうか。） |
| 内容 | 先見性 | （先進的な見識を備えているか。） |
| | 普遍性 | （行政全般に対する総合的視点を備えているか。） |
| | 現実性 | （現実的な主張であるか。） |

(2) 審査結果は、公表しない。応募者には合否の結果を送付する。

(3) 最低評価点

最高評価点の50%未満の場合は、最低評価点に満たないものとし、不合格とする。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行し、市民委員を選考し次第廃止する。